

1 処分を受けた税理士

氏 名： 山中 昌弘

登録番号： 第96500号

2 処分の内容

令和元年6月12日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるAの相続税の申告に当たり、被相続人Bを債務者とする架空の金銭消費貸借契約書を作成し、被相続人Bに架空の債務を発生させることによって、相続税の課税価格を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。また、Aの所得税の確定申告に当たり、同人の土地売却に係る譲渡所得の計算において、架空の不動産売買契約書に基づく違約金、架空の不動産コンサル報酬及び土地整地費用に係る領収証を作成し、架空の譲渡費用を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。